

近江八幡市

わたしらしさ 発見ノート

～これまでの自分とこれからの自分へ～



名前

2025年度

お持ちの不動産 無料査定します。

湖東エリアでの査定・不動産買取のほか、
滋賀県全域で売買も行っております。
まずはご相談を。



シバタ不動産は
親身になって
ご対応させて
いただきます



売却への準備や方法をお教えします。
また、無料で売却物件の調査を行い、査定価格をお知らせ!

土地建物査定サービス

その
1

秘密厳守

その
2

弊社スタッフが
お伺いして
査定します

その
3

親切・信頼・安心
がモットーです

その
4

専門の担当者が
なんでも相談を
承ります



親切・信頼・安心がモットー

不動産全般 賃貸・管理・テナント・宅地分譲・売買仲介

(株)シバタ不動産

☎0749-23-2401

FAX 0749-22-9771 mail sibata@2401.jp

〒522-0054 滋賀県彦根市西今町963-5

宅建業免許 滋賀県知事免許(9)第1934号

土曜日も営業♪ 営業時間:毎日9:30~17:30
(休日は日曜と祝日です・3月は無休)

彦根 シバタ不動産

検索

<https://www.2401.jp/>



書こう、話そう、あなたの人生のこと。

あなたはこれまで、どんな人生を歩んできましたか？

これから、どんな人生を歩んでいきたいですか？

自分の望む人生を、最後まで自分らしく歩むために。

必要なことや、考えをまとめるお手伝いをするのがこの冊子の役割です。

ご自身やご家族のこと、財産、もしもの時のこと……

テーマに沿って書きすすめるうちに、思いを自然と整理できるようになっています。

また、書いたことを元に、家族やかかりつけ医など周囲の人としっかり話し、
理解してもらうことも、最後まで自分らしく生きるためにはとても大切なことです。
これからやりたいこと、行きたい場所、会いたい人を思いつくまに書いてください。

さあ、ペンを取って、あなたらしい人生について考えてみましょう！

書き方 ゆっくりと楽しみながらあなたの思いを書いてください。

- まずは好きなページから気軽に書きはじめましょう。
- 必要だと思うページを選んで書いても良いでしょう。
- 何度書き直しても大丈夫です。その際は、更新日を記入しましょう。
- 定期的に振り返り、状況に応じて修正してください。
- 写真を貼る、資料をはさむ等、自由にお使いいただけます。
- 家族と相談しながら書いても良いでしょう。
- ノートの存在を誰かに伝え、保管場所を明らかにしておきましょう。

もくじ

じぶんのために そしてみんなのために	第3章	もしもの時は……	8
人生会議しませんか？ ……………	第4章	エンディング……	11
第1章 わたしのこと……………	第5章	財産について……	14
第2章 大切な人たち……………	第6章	伝えたいこと……	16

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※当冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。

※広告情報は、掲載されている会社・事業者から提供されているものであり、本市としてその内容等を保証するものではありません。また、いかなる責任も負いません。

※広告の内容につきましては、広告内に記載の連絡先へお問い合わせください。

ご利用にあたっては事前に契約条件などを十分ご確認くださいませようお願いします。



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年12月発行

発行：近江八幡市 長寿福祉課

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています

自分のために そしてみんなのために

人生会議しませんか？

人生会議とは… もしものときに備え、あなたの希望や大切にしたいと思うことについて、周囲の信頼する人たちやかかりつけ医などと繰り返し話し合い、共有する取り組みです。



step1

あなたが大切にしている
ことは何ですか？

自分らしい人生を過ごすためにも、まずは自分のことを書き留めてみましょう。

▶P4「わたしのこと」

心身の状態に応じて変化することがあるため、何度でも繰り返し考え話し合しましょう！



step5

あなたの思いを書き留めましょう

大事な人へ共有したり、話し合っあなたを感じたことや思いをぜひ書き留めておきましょう。

▶P16「伝えたいこと」



step2

あなたが信頼できる人は
誰ですか？

▶ P7「大切な人たち 家族・親族(家系図)」



step3

信頼できる人や医療・ケアチームと
話し合しましょう

元気なうちに、自分が受けたいと思う医療・療養や
受けたくないと思う医療・療養について、ご家族や
医療介護関係者等とぜひ話し合しましょう。

▶ P8 「もしもの時は」 ▶ P14「財産について」
▶ P11「エンディング」



step4

大切な人たちにStep1-3を
ぜひ伝えて共有しましょう

命の危険が迫った状態になると、約7割の人は自分が受けたいと思う医療
やケアを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることができなくなるとい
われています。大切な人たちにStep1-3をぜひ伝えて共有しましょう。

●共有した日を記載しよう(更新された内容を伝えたらその日程も更新しましょう)

年	月	日	に共有
年	月	日	に共有
年	月	日	に共有
年	月	日	に共有



次のページから
実践してみましょう！

第1章

わたしのこと



わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

名 前

生年月日

大正
昭和
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道
府・県

市・区
郡

本 籍

電話番号 ☎ () -

携帯電話番号 ☎ () -

メールアドレス

パソコン @

携帯電話 @

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

おもいで・あしあと

記入日

年 月 日

誕生時 ※例：名前の由来等

幼少期

青春時代

職歴

これまで住んだ家・場所

大切な思い出

今のわたし これからのわたし

記入日

年 月 日

趣味・特技

好きな（食べ物・花・音楽・本・映画）

これからやりたいこと・行きたい場所・会いたい人

これから、健康に楽しく安心して過ごすために心がけたいこと

健康状態

記入日

年 月 日

● **かかりつけの病院** ※主治医にチェック ☒ を入れてください。

病院名・科

☐

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

☐

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

病院名・科

☐

電話番号 ☎ () -

医師名

病 名

いつも飲む薬 ※お薬手帳を参考にして書きください。

エンディングノートを書く中で、 相続に関するお困りごとが 出てきていませんか？

相続人が誰なのか
分からない

不動産の
名義者が何人もいて、
一人にしたい

連絡が取れず、行方の
分からない相続人がいる

遺言書の作成方法が
分からない

不動産の名義人が
亡くなってから何年も
そのままになっている



これから先、
自分が認知症になって
しまうかもしれない

遺産の分割について
相談がまとまらない

「相続」に関するお困りごとは、解決方法を間違えると「争族」になりかねません。

「相続」はいつでもトラブルと隣合わせで、なおかつ複雑で専門的なものです。

私たちは、将来遺産をめぐるトラブルが起きないように

今から備えておきたい皆様に全力でサポートいたします。



弁護士/俣木 徹
(滋賀弁護士会所属)

相続のお困りごとは、近江八幡法律事務所へ！

▶ 安心のワンストップ対応

各士業と連携しておりますので、
手続きのために他の士業事務所をイチから探す必要がありません。
窓口1つで相続にまつわるお困りごとを全て相談できます。

▶ 親身な相談対応



近江八幡法律事務所は一緒に考える弁護士事務所です。
お悩みの方へ「法律」の知識と経験を提供し、
一人ひとりの状況に合わせた問題解決の方法を、共に考える場所です。
ご相談されて、すぐにご依頼いただくなくても結構です。
弁護士費用はそれなりの額になってしまいますので、ゆっくりお考えいただくのが一番だと思います。弁護士費用をかけず、ご自分で対応可能な事案については、必要な助言をさせていただきます。
まずはお気軽にご相談ください。



ご相談の場合、
お電話にて
ご予約
ください

近江八幡法律事務所

0748-36-3584

〒523-0892 近江八幡市出町768 エスペラント2F

営業時間 平日: 9:00~17:00



ご高齢の方やお身体の不自由な方で事務所に来ることが難しい方や、休日・夜間の相談をご希望の方も
お気軽にお問い合わせください。可能な限り対応させていただきます。

第2章

大切な人たち



家族・親族

記入日

年 月 日

わたしの
家系図

父方祖父

父方祖母

母方祖父

母方祖母

※わかる範囲で書いてみましょう。
※自分の出生から現在までの
戸籍を用意しておくとい良いでしょう。

《父方のおじ・おば》

《母方のおじ・おば》

父

母

義父

義母

《わたしの兄弟》

《義理の兄弟》

自分

配偶者

《おい・めい》

《おい・めい》

《子と子の配偶者》

子

子

子

子

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

孫

ご家族のために、お持ちの不動産の処分をお考えではありませんか？

今まで大切にしていたお家だからこそ、最後まで大切にお別れしたい。そんな思いに寄り添います。

信和建材の解体は、 「手作業で丁寧」を 徹底しています！



- ★可能な限り手作業を心がけ、解体時の騒音を最小限に抑えられるよう努めております
- ★ご近所へしっかり配慮し、解体によるほごりにも細心の注意を払って作業いたします



近畿・中部の幅広いエリアに対応！

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県、岐阜県、愛知県、福井県

見積無料!! どんな解体もご相談ください

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、内装解体



株式会社 信和建材

〒523-0015

滋賀県近江八幡市上田町1465番地
オーガス1階

建設業許可：滋賀県知事許可 第042220号



0748-38-0088

営業時間：08:00～17:00
定休日：日・大型連休



090-7090-0756



0748-38-0888



shinwakenzai.info@zeroalpha.jp

第3章

もしもの時は



病気の時は

記入日

年 月 日

●告知について ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 病名・余命を告知してほしい ☐ 病名のみ告知してほしい
☐ 家族等にまかせる ☐ その他

●延命治療について ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 可能な限り延命治療を受けたい ☐ 回復の見込みがなければ
延命治療を希望しない
☐ 苦痛を少なくすることを重視する ☐ その他

●終末期医療について ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 自宅で過ごしたい ☐ 病院で看護を受けたい
☐ ホスピスで過ごしたい ☐ その他

●臓器提供・献体について ※チェック ☒ を入れてください。

- ☐ 臓器提供意思表示カードを
持っている ☐ 臓器提供・献体を希望しない
☐ 献体の登録をしている 登録先:
☐ その他

●私が判断できない時は

私の治療方針については、

名前:

続柄:

連絡先:

の意見を尊重して決めてください。

介護が必要な時は

記入日

年 月 日

●介護をお願いしたい人 ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 配偶者	名前:	
☐ 子ども	名前:	
☐ その他	名前:	関係:

●介護してほしい場所 ※チェック ☒ を入れてください。

●物忘れが増え、ひとりで身の回りのことができなくなったら

※チェック ☒ を入れてください。

☐ なるべく自宅を希望する

☐ 病院・施設 名称・場所等:

☐ お任せする()に ☐ 分からない

●体が動きにくくなり、風呂やトイレにひとりで行くことが難しくなったら

※チェック ☒ を入れてください。

☐ なるべく自宅を希望する

☐ 病院・施設 名称・場所等:

☐ お任せする()に ☐ 分からない

●余命宣告を受けたら ※チェック ☒ を入れてください。

☐ なるべく自宅を希望する

☐ 病院・施設 名称・場所等:

☐ お任せする()に ☐ 分からない

●介護の費用 ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 私の預金や年金等でまかなってほしい	
☐ 用意してある	保管場所等:
☐ その他	

判断能力が低下した時は

記入日

年 月 日

認知症等で判断能力がないとみなされると、福祉サービスの利用や行政手続きの他、預貯金の引き出しや不動産の売却等の、資産管理や活用ができなくなってしまう。家族も資産を動かすことができないので、「いざというときは家族に任せよう」と考えて何も対策をしないでいると、思わぬトラブルにつながる可能性があります。もしもの時に備えて資産の管理方法を決めておきましょう。

●財産管理などをお願いしたい人 ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 配偶者	名前:	
☐ 子ども	名前:	
☐ その他	名前:	関係:

●財産管理をお願いする場合に利用したい制度 ※チェック ☒ を入れてください。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ☐ 法定後見制度(※1) | ☐ 任意後見制度(※1) |
| ☐ 日常生活自立支援事業(※2) | ☐ 民事信託(※3) |
| ☐ 特にない | |

※1 成年後見制度(法定後見制度・任意後見制度)について

判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

※法定後見制度・・・本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度

※任意後見制度・・・本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度

(法務省ホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」より抜粋)

※2 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

(厚生労働省ホームページ「日常生活自立支援事業」より抜粋)

※3 民事信託について

営利を目的とせず、資産の管理を家族や親族等の信頼できる人に託す制度です。弁護士や司法書士、行政書士等の専門家へご相談ください。

終活には公正証書をご利用ください

作成は お元気なうちに！

大切な人に残す
最後の贈り物

遺言

- ・家庭裁判所での検認手続不要
- ・原本は公証役場で保管するので紛失・廃棄の心配なく安全

認知症になったときの
後見人を自分で選んでおく

任意後見

- ・自分と後見人予定者の契約

身寄りのない方などが
死亡後の手続を知人に依頼

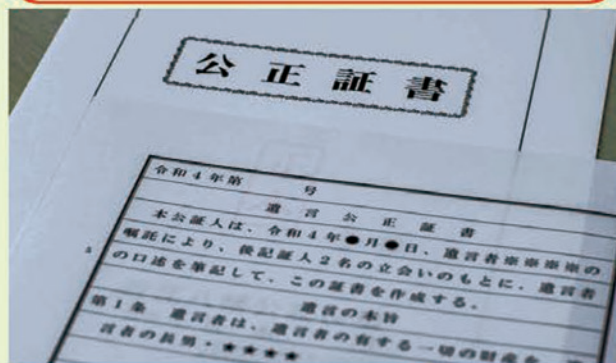
死後事務委任

- ・自分と知人の契約

終末医療に関
する意思表示
(尊厳死宣言)

- ・過剰な延命治療
の差し控え

手数料は法令で定められ安心[消費税なし]



☎ 0748-33-2988
✉ oumi-kousho@kyj.biglobe.ne.jp

近江八幡市出町417-8
出町フォーエバービル1階

執務時間 9:00~17:00
(土日祝を除く)

駐車場あり

出張可

相談無料

大津地方法務局所属

近江八幡公証役場



第4章

エンディング



葬儀について

記入日

年 月 日

●葬儀の場所・規模 ※チェック☒を入れてください。

☐ お任せする

☐ 希望がある

名称・場所・規模(出席者)等:

☐ その他

●喪主について

任せたい人

●葬儀の形式

宗教・宗派

●香典 ※チェック☒を入れてください。 ●供花 ※チェック☒を入れてください。

☐ いただく

☐ 辞退する

☐ いただく

☐ 辞退する

●遺影 ※チェック☒を入れてください。

☐ お任せする

☐ 用意してある

保管場所:

●葬儀の費用 ※チェック☒を入れてください。

☐ 私の預金や年金等でまかなってほしい(※)

☐ 用意してある

保管場所等:

☐ その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

供養について

記入日

年 月 日

● 供養の方法 ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 一般墓地 ☐ 永代供養 ☐ 納骨堂 ☐ 樹木葬

☐ 希望なし ☐ その他

名称・場所等：

● 供養にかかる費用 ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 私の預金や年金等でまかなってほしい(※)

☐ 用意してある

保管場所等：

☐ その他

※死後事務委任契約…例えば身寄りがいない方、頼れる親族がいないといった理由で、死後に発生する各種手続きをする人がいないなどの場合に、相続手続き以外の事務処理(葬儀や埋葬、医療費の支払、役所での行政手続き等)について、生前に第三者に任せておくことができる契約です。

遺言書について

記入日

年 月 日

● 遺言書の有無 ※チェック ☒ を入れてください。

☐ 作成していない ☐ 作成している

保管場所：

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック ☒

☐ 自筆証書遺言

作成日： 年 月 日

☐ 公正証書遺言

作成日： 年 月 日

☐ その他

作成日： 年 月 日

※公正証書遺言以外の遺言書は、家庭裁判所で検認手続きをとってください。
封がされている場合は家庭裁判所で開封してもらいましょう。
ただし、自筆証書遺言書保管制度(令和2年7月10日～)により、法務局に保管してある自筆証書遺言は、検認手続きの必要はありません。

もしものの時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

名前(フリガナ)	関係	住所・電話番号	備考
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	
()		〒 - ☎() -	

ペットのこと

※ペットの引き取りをお願いしたい場合は、事前に相手に依頼しておきましょう。飼育費用を信託する、ペットのための信託もあります。司法書士や弁護士など、専門家に相談してみると良いでしょう。

名前

ペットの種類 犬・猫・その他

生年月日

性別

かかりつけの
動物病院

私にもしものことがあったら ※例：〇〇さんに引き取ってもらいたい 等

渡したいもの

記入日

年 月 日

* 何を

品名:

* 保管場所

* 誰に

名前:

関係:

* 連絡先

* 何を

品名:

* 保管場所

* 誰に

名前:

関係:

* 連絡先

地域密着 秋桜グループ

あたたかい お別れと おもてなし

家族葬から一般葬まで
人数に合わせて大・中ホール使用可能です。

もしもの時に備えて、ご葬儀の事前相談をしておくと、
慌てることなく安心して理想のご葬儀ができます。
秋桜グループでは、ご葬儀に関するご予算・形式・しきたり等、
小さな事でもご相談を承ります。

秋桜グループの特徴

- 当ホールは1組だけの貸切りです。
- 各宗派施行いたします。
- セット価格の料金に対して追加料金はありません。
- 商談時、ご理解・ご納得していただけますよう説明いたします。

ホールの
使用料
無料

病院の
お迎え無料
(近江八幡～彦根間)
24時間体制※

霊柩車
無料※

※病院へのお迎え無料、霊柩車のご利用無料は、
ホールをご使用の場合に限ります。

秋桜 友の会

入会費1万円のみで
様々な特典をご用意しています。
※毎月の掛金・年会費は一切不要です。

葬儀費用 会員割引 (会員ご本人様・ご家族様)

葬儀セット料金より

20%OFF

他にも様々な特典をご用意しています。詳しくはお電話かHPにてご確認ください。

明瞭料金で真心のおもてなしをいたします。秋桜グループへご相談ください

もしもの時はいつでもお電話OK

秋桜グループ



0120-600-199



秋桜ホール とよさと

TEL. 0749-35-0600

FAX:0749-35-0660

〒529-1173 犬上郡豊郷町高野瀬250-1

秋桜ホール 八日市

TEL. 0748-25-7733

FAX:0748-25-7744

〒527-0025 東近江市八日市東本町5-6

第5章

財産について



預貯金等の資産

記入日

年 月 日

■ 不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
■ 預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
■ その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考

預貯金等の資産

記入日

年 月 日

■ 借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
■ 生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
■ 公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
■ 個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等		備 考

第6章

伝えたいこと



家族・親族へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ （続柄/)

さんへ メッセージ （続柄/)

友人・お世話になった方へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ （関係/)

さんへ メッセージ （関係/)



高い専門性で 「不動産相続」の未来を安心設計します

— 不動産に特化した法律事務所が、安心と納得を提供します —

虎ノ門法律経済事務所 京都支店

将来身内のトラブルの原因にならないか不安…

遠方の土地の相続が発生するかも…



そんな時こそ、不動産問題解決に強い弁護士が多数在籍する
当事務所にご相談ください。

ご依頼者様が抱えるお悩みの最適な解決策をご提案します。

円滑な問題解決に向けて

当事務所の3つの強み



不動産相続に特化した ノウハウ・体制

当事務所では本支店を含め、多数の不動産案件を取り扱っております。

不動産の相続についての幅広いノウハウで、最適なプランニングのご提案が可能です。



元裁判官・元家事調停官の 弁護士が在籍

当支店には、過去に裁判官や家事調停官の経験を持つ弁護士が在籍しています。遺産分割の話し合いがまとまらない場合でも、実際の現場をよく知る立場からの確な対応ができるため、先の見通しを立てながら進めていくことが可能です。



独自の全国ネットワークで 複雑なご事情にも対応

当事務所は全国に30以上の支店を展開しているため遠方にある不動産の現状や評価についても的確な情報をご提供できます。「土地や不動産が遠方にある」など複雑なご事情をお抱えの方もぜひ一度ご相談ください。

遺言書作成などの生前対策を積極的にサポートいたします。



岡山小・八幡中OB
代表弁護士 今井良輔
(京都弁護士会所属)

初回相談無料 1時間

☎075-744-0824

平日
9:00~17:30



弁護士法人TLEO

虎ノ門法律経済事務所 京都支店

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下る饅頭屋町595番地3 大同生命京都ビル2階022号室



「相続」がわからない

「争族」がこわい!

相続のお悩みは 地元の税理士に お任せください

さわだ ただちか
澤田匡央税理士事務所

当事務所は、**地域密着型**のまちの税理士事務所。

個人・法人を問わず、様々な相続のお悩みを
解決してまいりました。

「相続人の負担が少しでも軽くなるように」

そんなあなたの優しいお気持ちをサポートできるよう、
誠心誠意、親身な心で寄り添います。

終活を始めるにあたって生じる

**様々な相続の「?」、
なんでもご相談ください。**



例えば1 親族には、相続時にもめて欲しくない!

税理士は、財産相続の全体を把握した上で、多方面から
財産の価値を算出し、「**円満な相続**」を見据えたアドバ
イスを行うことができます。

例えば2 相続税ってどれくらい?

相続税の総額は人それぞれです。かつ、その算出はとて
も複雑なもの。**早い内から専門家へ相談**し、相続人の
負担を少しでも減らしませんか?

例えば3 自分はまだ元気だけど...

認知症になったら?など自分の「これから」に不安をお
抱えですか?そんな場合でも、**家族信託**を始めれば、
財産管理の不安を払拭できます。

その
ほか

老後の財産管理アドバイス

不動産売却サポート

遺言書作成サポート

などにも対応
しています

■専門性の高い税理士事務所として

税理士×弁護士×司法書士×社会保険労務士のネットワークを構築し、
一貫サポート体制でお悩みに寄り添います。

また、より専門性の高いサービスの提供を志し、「**相続専門顧問契約**」も
承っております。どんなことでも、「まずは相談」の第一歩から。
お問合せ、いつでもお待ちしております。

初回相談 無料

年間相続相談件数 **50 件以上**、
経験豊富な税理士事務所です。



SAWADA TADACHIKA TAX ACCOUNTANT OFFICE
澤田匡央税理士事務所



0748-36-2817

近江八幡市中村町20-15 コルージャビル3F

営業時間 平日9:00~18:00

相続に関する
無料相談会
実施しています

詳細はお問合せ
ください

